

## 肉用牛肥育経営緊急支援事業実施要綱

平成 23 年 8 月 19 日付け 23 農畜機第 2228 号  
一部改正 平成 23 年 11 月 21 日付け 23 農畜機第 3548 号  
一部改正 平成 24 年 3 月 9 日付け 23 農畜機第 4957 号

平成 23 年 3 月 11 日の東京電力株式会社（以下「東電」という。）福島第一、第二原子力発電所の事故発生以降に収集された高濃度の放射性セシウムを含む稲わら（以下「汚染稲わら」という。）が給与された肉用牛の牛肉から、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「食品衛生法」という。）の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されたことにより、肉用牛肥育経営は、出荷の停止や自粛を求められたり、枝肉価格の低下から資金繰りが悪化し、経営の継続が困難となっている。

また、食品衛生法に基づく食品中の放射性物質に係る新たな基準値（以下「新基準値」という。）を定める「食品、添加物等の規格基準」（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部改正を踏まえ、「放射性セシウムを含む飼料の暫定許容値の見直しについて」（平成 24 年 2 月 3 日付け 23 消安第 5339 号、23 生産第 2300 号、23 水推第 947 号農林水産省消費・安全局長、生産局長、水産庁長官通知）による改正後の「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」（平成 23 年 8 月 1 日付け 23 消安第 2444 号、23 生産第 3442 号、23 林政産第 99 号、23 水推第 418 号農林水産省消費・安全局長、生産局長、林野庁長官、水産庁長官通知）に基づく新たな許容値以下の粗飼料への速やかな切り替えや、汚染されていない飼料等による適切な飼い直しを引き続き徹底するとともに、新基準値が適用される 10 月 1 日より前であっても新基準値を超過した牛肉の販売等の自粛を支援することにより、新基準値に適合した牛肉が出荷される体制を早急に構築する必要がある。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、肉用牛肥育経営に対する緊急支援金等を交付する事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成 14 年法律第 126 号）第 10 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、補助することとし、もって肉用牛肥育経営の安定を図るものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び畜産業振興事業の実施について（平成 15 年 10 月 1 日付け 15 農畜機第 48 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## 第1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、第2の1、2及び3の事業にあつては、都道府県の区域を事業区域とする一般社団法人又は一般財団法人及び全国又は都道府県の区域を事業区域とする農業協同組合又は農業協同組合連合会（以下「県協会等」という。）とし、第2の4の事業にあつては、全国又は都道府県を事業区域とする中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び県協会等とする。

## 第2 事業の内容

この事業の内容は次のとおりとする。

### 1 肥育農家緊急対策事業

県協会等は、第4の4の（2）のアに掲げる事業対象者が飼養している第4の4の（3）のアに掲げる事業対象牛について、緊急支援金を交付する。

### 2 出荷遅延対策事業

県協会等は、第4の4の（2）のイに掲げる事業対象者が飼養している第4の4の（3）のイに掲げる事業対象牛について、出荷遅延支援金を交付する。

### 3 肥育牛出荷対策事業

県協会等は、第4の4の（2）のウに掲げる事業対象者が飼養している第4の4の（3）のウに掲げる事業対象牛について廃棄支援金又は価格低下支援金を交付する。

### 4 新基準値対応出荷自粛・廃棄支援事業

中小企業等協同組合及び県協会等は、第4の4の（2）のエに掲げる事業対象者が飼養している第4の4の（3）のエの（ア）から（エ）に掲げる事業対象牛について出荷自粛・廃棄支援金を交付する。

## 第3 機構の補助等

機構は、予算の範囲内において、中小企業等協同組合及び県協会等が第2の事業の実施に要する経費につき補助するものとする。

## 第4 事業の実施

### 1 事業実施要領の作成

中小企業等協同組合及び県協会等は、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み等を定めた事業実施要領を作成の上、独立行政法人農畜産業振興機構

理事長（以下「理事長」という。）に提出し、その承認を受けるものとする。また、これを変更する場合も同様とする。

## 2 事業の委託

中小企業等協同組合及び県協会等は、この事業の一部を理事長が適当と認める団体に委託して行うことができるものとする。

## 3 事業実施計画の作成

中小企業等協同組合及び県協会等は、この事業の実施に当たっては、事業実施計画を作成し、4の（1）の事業対象地域の都道府県知事に提出するものとする。

## 4 事業の要件等

### （1）事業対象地域

この事業の対象となる地域は、次のとおりとする。

#### ア 肥育農家緊急対策事業

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項の規定に基づき、原子力災害対策本部長が牛の出荷を制限指示した県（以下「出荷制限指示県」という。）又は地域内に汚染稲わらを使用した若しくは使用した可能性のある肉用牛肥育経営が存在し、牛肉の放射性物質に係る検査計画及び出荷計画の策定に当たっての基本的対応方針（平成23年7月29日厚生労働省公表）に基づく出荷計画（都道府県域の一部を対象とするものを含む。以下「出荷計画」という。）を策定し、計画的に放射性物質検査及び出荷を実施する都道府県（以下「検査実施都道府県」という。）とする。

#### イ 出荷遅延対策事業

出荷制限指示県とする。

#### ウ 肥育牛出荷対策事業

出荷制限指示県及び検査実施都道府県とする。

#### エ 新基準値対応出荷自粛・廃棄支援事業

全国の都道府県とする。

### （2）事業対象者

この事業の対象となる者は、次のとおりとする。

#### ア 肥育農家緊急対策事業

事業対象地域で牛の肥育（専ら肉量の増加を目的として飼養することをいう。以下同じ。）を行う者であって、（3）の事業対象牛に係る損益が帰属し、かつ、第6の規定による緊急支援金相当額等の返還ができるものとする。

イ 出荷遅延対策事業

事業対象地域で牛の肥育を行い、(3)の事業対象牛に係る損益が帰属する者であって、出荷計画に基づき出荷し、かつ、第6の規定による緊急支援金相当額等の返還ができるものとする。

ウ 肥育牛出荷対策事業

事業対象地域で牛の肥育を行い、(3)の事業対象牛に係る損益が帰属する者であって、出荷計画に基づき出荷し、かつ、第6の規定による緊急支援金相当額等の返還ができるものとする。

エ 新基準値対応出荷自粛・廃棄支援事業

牛の飼養を行い(飼養委託を含む。)、(3)の事業対象牛に係る損益が帰属する者であって、第6の規定による緊急支援金相当額等の返還ができるものとする。

(3) 事業対象牛

この事業の対象となる牛は、次のとおりとする。ただし、都道府県が実施する、資金繰りの悪化した肉用牛肥育経営等を支援するための同種の補助事業の対象となっているものを除く。なお、事業対象牛の飼養地域及び月齢は、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(平成15年法律第72号)第3条の規定に基づく牛個体識別台帳に記録された事項により確認するものとする。

ア 肥育農家緊急対策事業

事業対象地域のうち、出荷制限指示県にあつては、指示のあつた日において、検査実施都道府県にあつては、出荷計画に基づいて、出荷が開始された日において、肥育に供されている牛(搾乳又は繁殖に供される雌牛を除く。以下同じ。)であつて次に掲げる月齢に該当するものとする。ただし、従来から次に掲げる月齢を超えて飼養管理している場合にあつては、県協会等が理事長の承認を受けて別に定める月齢とすることができる。

(ア) 肉専用種

満9か月齢を超え、満34か月齢未満であること。

(イ) 交雑種

満7か月齢を超え、満32か月齢未満であること。

(ウ) 乳用種

満6か月齢を超え、満26か月齢未満であること。

イ 出荷遅延対策事業

交付申請時において、県内あるいは県内の地域ごとの従来の出荷月齢、

飼養管理方法等に基づき、理事長の承認を得て県協会等が定める出荷遅延牛の月齢基準に合致する牛（ただし、第6の1の規定により、緊急支援金相当額が返還されたものに限る。）とする。なお、県協会等が当該出荷遅延牛の月齢基準を定めるに当たっては、汚染稲わらを給与された牛であって、平成23年度中に当該出荷遅延牛の月齢基準に達することが明らかなものについては、事業対象牛とすることができるものとする。

ウ 肥育牛出荷対策事業

アに掲げる事業対象牛と同じとする。ただし、第2の2の事業の事業対象牛となったものを除く。

エ 新基準値対応出荷自粛・廃棄支援事業

事業対象牛に係る放射性物質検査結果が食品衛生法の規定に基づく牛肉の放射性セシウムに関する暫定規制値（平成24年9月30日まで適用される500Bq/kgをいう。以下「暫定規制値」という。）を上回った牛又は事業対象牛に係る放射性物質検査結果が暫定規制値以下で、かつ、平成24年10月1日から適用される新基準値を上回ったため、販売が自粛され、廃棄処分されることが明らかな牛であって、次の（ア）から（エ）のいずれかに該当するものとする。

（ア）肥育牛

肥育に供されている牛であって、と畜日において、満12か月齢を超えるもの

（イ）乳用廃用牛

搾乳の用に供されたことがある牛

（ウ）繁殖廃用牛

繁殖の用に供されたことがある牛

（エ）その他の牛

肥育牛、乳用廃用牛及び繁殖廃用牛に該当しない牛

（4）緊急支援金等の交付

ア 肥育農家緊急対策事業

県協会等は、事業対象者に対して、損害補填ではなく、当面の資金繰りを支援するため、（3）のアに掲げる事業対象牛の頭数を上限として、別表に定める緊急支援金を交付する。

イ 出荷遅延対策事業

（ア）県協会等は、事業対象者に対して、（3）のイに掲げる事業対象牛に係る別表に定める出荷遅延支援金を交付する。

（イ）事業対象牛に係る放射性物質検査結果が、暫定規制値を上回った場

合は、事業対象者は、その牛肉の保管等について、都道府県知事の指示に従うとともに、その旨を県協会等に報告するものとする。また、事業対象牛を販売した場合には、事業対象者はその販売価額を県協会等に報告するものとする。

#### ウ 肥育牛出荷対策事業

(ア) 事業対象牛に係る放射性物質検査結果が、暫定規制値を上回った場合は、事業対象者は、その牛肉の保管等について、都道府県知事の指示に従うとともに、その旨を県協会等に報告するものとする。

また、県協会等は当該事業対象者に対して、別表に定める廃棄支援金を交付する。

(イ) 事業対象者は事業対象牛を販売した場合には、県協会等に報告し、県協会等は事業対象者に対して、別表に定める価格低下支援金を交付する。

#### エ 新基準値対応出荷自粛・廃棄支援事業

(ア) 事業対象牛に係る放射性物質検査結果が、暫定規制値を上回った場合は、事業対象者は、その牛肉の保管等について、都道府県知事の指示に従うとともに、その旨を中小企業等協同組合及び県協会等に報告するものとする。

また、中小企業等協同組合及び県協会等は当該事業対象者に対して、別表に定める出荷自粛・廃棄支援金を交付する。

(イ) 事業対象牛に係る放射性物質検査結果が、暫定規制値以下で、かつ、新基準値を上回った場合は、事業対象者は、事業対象牛の販売を自粛し、当該事業対象牛を廃棄処分するものとする。また、中小企業等協同組合及び県協会等は、事業対象牛の販売が自粛され、廃棄処分のために適切に管理されていることを確認し、当該事業対象者に対して、別表に定める出荷自粛・廃棄支援金を交付する。

事業対象者は、事業対象牛を廃棄処分した後、中小企業等協同組合及び県協会等に報告するものとする。

#### 5 東電に対する損害賠償請求

事業対象者は、第2の2、3及び4の事業に係る事業対象牛について、東電に対し、自ら又は委任して損害賠償請求をするものとする。

#### 6 事業の実施期間

この事業の実施期間は、第2の1、2及び3の事業にあつては、平成23年12月31日までとし、第2の4の事業にあつては、平成24年9月30日までとする。

## 第5 補助金の交付手続等

### 1 補助金の交付申請

中小企業等協同組合及び県協会等は、補助金の交付を受けようとする場合は、第2の1、2及び3の事業については、平成23年12月9日までに、第2の4の事業については、平成23年度にあつては、平成24年3月31日までに、平成24年度にあつては、平成24年9月30日までに別紙様式第1号の肉用牛肥育経営緊急支援事業補助金交付申請書及び概算払請求書（以下「補助金交付申請書」という。）を理事長に提出するものとする。

### 2 事業の変更承認申請

中小企業等協同組合及び県協会等は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる事業の変更をしようとする場合には、別紙様式第2号の肉用牛肥育経営緊急支援事業補助金交付変更承認申請書（及び概算払請求書）を提出し、理事長の承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30%を超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

### 3 補助金の概算払

- (1) 理事長は、緊急支援金等の交付が円滑に行われるために必要があると認めるときは、交付決定の範囲内で、補助金の概算払を行うことができるものとする。
- (2) 中小企業等協同組合及び県協会等は、補助金の概算払を請求する場合には、概算払請求書を作成の上、理事長に提出するものとする。

### 4 実績報告

中小企業等協同組合及び県協会等は、事業が完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに別紙様式第3号の肉用牛肥育経営緊急支援事業実績報告書（以下「事業実績報告書」という。）を提出するものとする。

## 第6 緊急支援金相当額等の返還

- 1 事業対象者は、緊急支援金の交付を受けた事業対象牛について、出荷遅延支援金の交付を受けようとする場合は、当該緊急支援金相当額を返還しなければならない。
- 2 事業対象者は、緊急支援金の交付を受けた事業対象牛が次の(1)から(4)のいずれかに該当するに至った場合、当該事業対象牛に係る緊急支援金相当額を県協会等に速やかに返還しなければならない。なお、県協会等は、返還の時期について、販売代金の受取時期、価格低下支援金及び廃

棄支援金の受取時期並びに東電からの賠償金の確定時期に配慮するものとする。

- (1) 譲渡、出荷又は販売した場合
  - (2) 死亡又は廃用した場合
  - (3) 繁殖用に転用した場合等肉用として販売しないことが明らかになった場合
  - (4) 肉専用種にあつては満 40 か月齢、交雑種にあつては満 38 か月齢、乳用種にあつては満 32 か月齢を超えた場合（ただし、肥育を継続していることが明らかであると県協会等の長が認める場合はこの限りではない。）
- 3 事業対象者は、出荷遅延支援金、価格低下支援金及び廃棄支援金については、その全額を県協会等に返還しなければならない。なお、県協会等は、返還の時期について、販売代金の受取時期又は東電からの賠償金の確定時期に配慮するものとする。
- 4 事業対象者は、出荷自粛・廃棄支援金については、その全額を中小企業等協同組合及び県協会等に返還しなければならない。なお、中小企業等協同組合及び県協会等は、返還の時期について、東電からの賠償金の確定時期に配慮するものとする。
- 5 中小企業等協同組合及び県協会等は、1 から 4 により返還を受けた場合は、当該金額を速やかに機構に返還するものとする。

## 第 7 補助金の返還

中小企業等協同組合及び県協会等は、機構から受けた補助金を理事長が別に定める方法により機構に返還するものとする。

## 第 8 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 中小企業等協同組合及び県協会等は、補助金交付申請書を提出するに当たって、第 2 の事業についての仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請するものとする。ただし、補助金交付申請時において第 2 の事業についての仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合には、この限りではない。



- 2 中小企業等協同組合及び県協会等は、1のただし書により補助金の交付申請をした場合であって、事業実績報告書を提出するまでに、第2の事業についての仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、当該仕入れに係る消費税等相当額を補助金から減額して報告するものとする。
- 3 中小企業等協同組合及び県協会等は、1のただし書により補助金交付申請をした場合であって、事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により第2の事業についての仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、別紙様式第4号の肉用牛肥育経営緊急支援事業における仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定により減額した場合においては、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

## 第9 事業の推進指導

- 1 中小企業等協同組合及び県協会等は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県や、関係団体との連携に努め、この事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。
- 2 都道府県知事は、この事業の適正かつ円滑な実施を図るため、この事業の趣旨、内容等の周知徹底、関係者に対する指導その他必要な支援に努めるものとする。

## 第10 報告及び調査

- 1 機構は、必要があると認めたときは、中小企業等協同組合及び県協会等に対し、緊急支援金等の交付状況、事業対象牛の頭数及び事業対象牛の飼養状況その他必要な事項について調査し、報告を求めることができるものとする。
- 2 中小企業等協同組合及び県協会等は、必要があると認めたときは、事業対象者に対し、事業対象牛の頭数及び事業対象牛の飼養状況その他必要な事項について調査し、報告を求めることができるものとする。

## 第11 帳簿等の整備保管等

中小企業等協同組合及び県協会等は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係証拠書類を整備保管するものとし、その保存期間はこの事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

## 第12 その他

理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項を定めることができるものとする。

附 則（平成23年8月19日付け23農畜機第2228号）

- 1 この要綱は、平成23年8月19日から施行する。
- 2 この要綱の施行の時に、肉用牛肥育経営緊急支援事業実施要綱（平成23年8月8日付け23農畜機第2050号。以下「旧要綱」という。）は廃止するものとする。
- 3 この要綱の施行の時に、旧要綱に基づいて実施していた事業は、この要綱の第2の1の事業として実施しているものとみなす。この場合において、旧要綱に基づいて交付された緊急支援金に係る緊急支援金相当額の返還については、この要綱の第6の2の規定に従うものとする。

附則（平成23年11月21日付け23農畜機第3548号）

この要綱の改正は、平成23年11月21日から施行する。

附則（平成24年3月9日付け23農畜機第4957号）

この要綱の改正は、平成24年3月9日から施行する。

## 別表

区分	補助額
ア 肥育農家緊急対策事業 緊急支援金	5万円以内（1頭当たり）
イ 出荷遅延対策事業 出荷遅延支援金 肉専用種（日本短角種を除く。） 肉専用種（日本短角種） 交雑種 乳用種	78万円以内（1頭当たり） 54万円以内（1頭当たり） 50万円以内（1頭当たり） 29万円以内（1頭当たり） ＊ ただし、理事長が、県協会等の申請に基づき、事業実施地域の取引実績等を考慮して特に必要と認める場合には、5万円を上限として加算できるものとする。
ウ 肥育牛出荷対策事業 （ア）廃棄支援金 肉専用種（日本短角種を除く。） 肉専用種（日本短角種） 交雑種 乳用種  （イ）価格低下支援金	82万円以内（1頭当たり） 58万円以内（1頭当たり） 54万円以内（1頭当たり） 33万円以内（1頭当たり）  次に掲げる方法により週単位（週単位での平均価格の算定が困難な場合には、月単位）で算定する額とする。県協会は、具体的な算定方法について、あらかじめ理事長の承認を得るものとする。  $\text{価格低下支援金} = (\text{平成23年4～6月の県別・品種別・格付別平均枝肉価格} - \text{事業対象牛が販売された週の県別・品種別・格付別平均枝肉価格}) \times \text{平成23年4～6月の県別・品種別平均枝肉重量}$

区分	補助額
	<p>(注1)平成23年4～6月の県別・品種別・格付別平均枝肉価格及び平均枝肉重量</p> <p>当該県における出荷頭数の多い上位3位までの食肉卸売市場の取引価格をもって算出するものとする。なお、当該市場へのお荷頭数が極めて少ない場合にあっては、相対取引の取引価格を用いること等により適切に算出する。</p> <p>(注2)事業対象牛が販売された週の県別・品種別・格付別平均枝肉価格</p> <p>当該県における出荷牛の取引価格として、食肉卸売市場及び相対取引の取引価格により適切に算出する。</p> <p>(注3)価格低下支援金は、1万円未満を切り捨て1万円単位で交付するものとする。</p>
<p>エ 新基準値対応出荷自粛・廃棄支援事業</p> <p>出荷自粛・廃棄支援金</p> <p>(ア) 肥育牛</p> <p>    a 肉専用種(日本短角種を除く。)</p> <p>    b 肉専用種(日本短角種)</p> <p>    c 交雑種</p> <p>    d 乳用種</p> <p>    aからdのうち第2の2の事業対象牛となった牛</p> <p>(イ) 乳用廃用牛</p> <p>(ウ) 繁殖廃用牛</p> <p>(エ) その他の牛</p>	<p>82万円以内(1頭当たり)</p> <p>58万円以内(1頭当たり)</p> <p>54万円以内(1頭当たり)</p> <p>33万円以内(1頭当たり)</p> <p>4万円以内(1頭当たり)</p> <p>14万円以内(1頭当たり)</p> <p>32万円以内(1頭当たり)</p> <p>11万円以内(1頭当たり)</p>

別紙様式第1号

平成 年度肉用牛肥育経営緊急支援事業（〇〇事業）補助金  
交付申請書及び概算払請求書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名 印

平成 年度において、肉用牛肥育経営緊急支援事業を下記のとおり実施したいので、肉用牛肥育経営緊急支援事業実施要綱第5の1の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

また、申請のとおり交付決定されたときは、概算払により金 円を支払われたく同要綱第5の3の規定に基づき請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙の「平成 年度肉用牛肥育経営緊急支援事業実施計画」のとおり

3 事業に要する経費及び負担区分

区 分	事業費	負担区分		備 考
		補助金	その他	
	円	円	円	
1 肥育農家緊急対策事業				
2 出荷遅延対策事業				
3 肥育牛出荷対策事業				
4 新基準値対応出荷自粛・ 廃棄支援事業				
計				

(注) 事業の一部を委託して実施する場合は、委託先を備考欄に記載すること。

4 事業実施期間

5 概算払請求額

区 分	概算払請求額
	円
1 肥育農家緊急対策事業	
2 出荷遅延対策事業	
3 肥育牛出荷対策事業	
4 新基準値対応出荷自粛・廃棄支援事業	
計	

6 振込先金融機関名等

〇〇銀行〇〇支店 〇〇預金 口座番号〇〇〇〇 口座名義〇〇〇〇

7 添付書類

( 1 ) 定款

( 2 ) 最近時点の事業(業務) 報告書及び事業(業務) 計画書

別紙

平成 年度肉用牛肥育経営緊急支援事業実施計画

1 緊急支援金の交付

事業対象者数	事業対象牛頭数				交付額
	肉専用種	交雑種	乳用種	合計	
人	頭	頭	頭	頭	円

(注) 緊急支援金交付額欄には、事業対象牛頭数の合計欄の頭数に5万円を乗じて得た額を記載すること。

2 出荷遅延支援金の交付

品種区分	事業対象者数	事業対象牛頭数	出荷遅延支援金	
			単価	交付額
肉専用種	人	頭	円/頭	円
日本短角種				
交雑種				
乳用種				
合計			—	

3 廃棄支援金の交付

品種区分	事業対象者数	事業対象牛頭数	廃棄支援金	
			単価	交付額
肉専用種	人	頭	円/頭	円
肉専用種			820,000	
日本短角種			580,000	
交雑種			540,000	
乳用種			330,000	
合計			—	

(注) 廃棄支援金の交付対象牛について、別表1により報告すること。

#### 4 価格低下支援金の交付

品種区分	事業 対象者数	事業対象牛 頭数	価格低下支援金	
			単価	交付額
	人	頭	円／頭	円
肉専用種				
日本短角種				
交雑種				
乳用種				
合 計			—	

#### 5 出荷自粛・廃棄支援金の交付

品種区分	事業 対象者数	事業 対象牛頭数	出荷自粛・廃棄支援金	
			単価	交付額
	人	頭	円／頭	円
(1) 肥育牛			820,000	
ア 肉専用種				
イ 日本短角種			580,000	
ウ 交雑種			540,000	
エ 乳用種			330,000	
アからエのうち第2の2 の事業対象牛となった牛			40,000	
(2) 乳用廃用牛			140,000	
(3) 繁殖廃用牛			320,000	
(4) その他の牛			110,000	
合 計			—	

(注) 出荷自粛・廃棄支援金の交付対象牛について、別表2により報告すること。



別表1 廃棄支援金の交付対象となる牛の個体識別番号等一覧

個体識別番号	品種	と畜日	と畜場

(注) 廃棄支援金の交付対象となる牛をすべて記載すること。

別表2 出荷自粛・廃棄支援金の交付対象となる牛の個体識別番号等一覧

個体識別番号	品種	と畜日	と畜場

(注1) 出荷自粛・廃棄支援金の交付対象となる牛をすべて記載すること。

(注2) 事業対象牛に係る放射性物質検査結果が分かる書類を添付すること。

別紙様式第2号

平成 年度肉用牛肥育経営緊急支援事業補助金交付変更承認申請書  
(及び概算払請求書)

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定のあつた肉用牛肥育経営緊急支援事業の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、肉用牛肥育経営緊急支援事業実施要綱第5の2の規定に基づき申請します。

(また、申請のとおり変更承認されたときには、概算払により金 円を支払われたく同要綱第5の3の規定に基づき請求します。)

記

(注) 記の記載要領は、別紙様式第1号の補助金交付申請書の記の様式に準ずるものとする。

この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、補助金の交付決定によって通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。また、5の概算払請求額については以下の表によるものとする。

5 概算払請求額

区分	既受領額	今回概算払請求額	概算払合計額
	円	円	円
計			

別紙様式第3号

平成 年度肉用牛肥育経営緊急支援事業実績報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定のあった肉用牛肥育経営緊急支援事業について、下記のとおり実施したので、肉用牛肥育経営緊急支援事業実施要綱第5の4の規定に基づきその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
- 3 事業に要した経費の配分及び負担区分

(注1) 1から3は、別紙様式第1号の記に準ずるものとする。

(注2) 3について、実績額の上段に計画額を括弧書きし、計画と実績が比較できるようにすること。

4 事業に係る精算額

交付決定額	事業に要した 経費	補助金確定額 ①	既概算払受領額 ②	差引精算額 ①－②
円	円	円	円	円

5 事業開始及び完了年月日

平成 年 月 日～平成 年 月 日

6 振込先金融機関名等

〇〇銀行〇〇支店 〇〇預金 口座番号〇〇〇〇 口座名義〇〇〇〇

別紙様式第4号

平成 年度肉用牛肥育経営緊急支援事業に係る仕入れに係る消費税等相当額  
報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定の  
あった肉用牛肥育経営緊急支援事業補助金について、肉用牛肥育経営緊急支援  
事業実施要綱第8の規定に基づき、下記のとおり報告します。

なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額金 円  
を返還します。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)  
第15条の補助金の額の確定額(平成 年 月 日 農畜機第 号による  
補助金額の確定通知額) 金 円
- 2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額  
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額  
金 円
- 4 補助金返還相当額(3-2) 金 円

(注) 内訳資料その他参考となるものを添付すること。